高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 全サービスに共通する主な改正内容

(1)「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

※関係条文

- ・高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「指 定介護予防支援等基準条例」という。)第23条
- ・高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「指 定居宅介護支援等基準条例」という。)第25条
- ・高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (以下「地域密着型サービス基準条例」という。)第34条
- ・高山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定 める条例(以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条

(2) 管理者の兼務範囲の明確化(介護予防支援を除く)

介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

※関係条文

- 指定居宅介護支援等基準条例 第6条
- ・地域密着型サービス基準条例 第7条、第48条、第62条、第66条、第83条、第1 11条、第121条、第131条、第166条、第192条、第205条、第216条
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第6条、第10条、第45条、第72条、第79 条

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を更に推進する観点から、次のとおり身体的拘束等に関する規定を運営基準に設ける。

- ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の ための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。
- イ 訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を 行う場合の記録を義務付ける。

※関係条文

- ·指定介護予防支援等基準条例 第30条、第32条
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第16条、第32条
- ・地域密着型サービス基準条例 第24条、第42条、第51条、第58条、第70条、第79条、第92条、第197条、第208条、第211条、第222条、第229条
- ・地域密着型介護予防サービス基準条例 第40条、第42条、第53条

2. 居宅介護支援・介護予防支援に係る主な改正内容

(1) 利用割合等の説明義務の見直し

居宅介護支援事業者の負担軽減を図るため、前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等の利用割合及び同一事業者提供割合に関して利用者に説明し、理解を得ることとする義務を努力義務に緩和する。

※関係条文

· 指定居宅介護支援等基準条例 第7条

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

※関係条文

- ・指定介護予防支援等基準条例 第32条
- ・指定居宅介護支援等基準条例 第16条

(3) 介護支援専門員の配置基準の見直し

介護支援専門員の配置は、利用者の数44人に対して1人を基準とする。(利用者が要支援認定者の場合は、その数に1/3を乗じた数を加えた数。以下同じ。)

なお、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数49人に対して1人を基準とする。

※関係条文

·指定居宅介護支援等基準条例 第5条

(4) 指定介護予防支援の指定を受ける場合の基準の設定

- ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関 する基準については、次のとおりとする。
 - ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。
 - ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。 (ただし、 主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合に ついては、介護支援専門員を管理者とすることができる。)
 - ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で 他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければ ならない。

イ 市町村に対する情報提供

市町村において管内の要支援認定者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供する。

※関係条文

·指定介護予防支援等基準条例 第4条、第5条、第6条、第12条、第14条、第32条

3. 施行期日

令和6年4月1日(1の(3) アについては、1年間は努力義務) 令和7年4月1日(1の(1))